

仕 様 書

本仕様書は、長浜市立湖北病院（以下、甲という。）が委託する長浜市立湖北病院クレジットカード決済業務 その２（JCB・AMEX・DINERS）（以下「当該業務」という。）の仕様を定めるものであり、受託者（以下、乙という。）は本仕様書に基づき、円滑、正確かつ迅速に当該業務を遂行するものとする。

1 業務名称

長浜市立湖北病院クレジットカード決済業務 その２（JCB・AMEX・DINERS）

2 病院の概要

（１）施設の状況

許可病床数

140床

診療科

内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、外科、整形外科、泌尿器科、皮膚科、小児科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科口腔外科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科 以上18診療科

外来休診日

水・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

（２）決算状況（令和5年度）

入院

延べ患者数 35,308人

1日平均入院患者数 96人

入院収益 1,095,952千円

外来

延べ患者数 62,191人

1日平均外来患者数 255人

外来収益 763,655千円

3 履行場所

長浜市立湖北病院 1階 会計窓口及び救急窓口

4 履行期間

令和7年7月1日から令和10年6月30日まで

クレジット決済開始日 令和7年10月1日

長期継続契約（地方自治法 第234条の3）

5 業務内容

- (1) 決済対象は、入院診療費・外来診療費・その他医業収益に関するものとする。
- (2) クレジットカードの取扱いブランドは、JCB・AMEX・DINERS とする。
- (3) 取扱い支払回数は、1 回払い・分割払い・リボルビング払いとする。
- (4) 決済端末機（以下、端末機という。）は、会計窓口及び救急窓口に各 1 台（合計 2 台）設置予定。
- (5) 乙は月 2 回のサイクルで、所定の締切日から 2 0 日以内に甲が指定する口座へクレジットカード売上金を振り込むこととする。
- (6) 甲が指定する口座に振り込むクレジットカード売上金は手数料を差し引いた金額とする。
- (7) 乙は各月毎のクレジットカード売上金及び手数料の内容明細を甲が別途指定する期日までに提出する。
- (8) 納入義務者に対して有する債権を買い取る「債権譲渡型」ではなく、納入義務者に代わり立替払いをする「立替払型」とする。

○振り込みサイクルの例

会員支払回数	売上票の締切日	口座への入金日
1 回払い・分割払い・ リボルビング払い	当月 1 5 日	当月末日
	当月末日	翌月 1 5 日
※売上票の締切日が休日の場合や、口座への入金日が銀行休業日などの場合は、別途対応する。		

6 端末機

同時期に契約予定の他の受託者（VISA・Master）により、端末機を設置予定。

7 契約書

契約書には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 契約期間は令和 7 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日までとすること。
- (2) 指定日までに納付ができなかった際の延滞金等に関すること。
- (3) 手数料に関すること。
- (4) 加盟店契約の解除に関すること。
- (5) 個人情報の保護に関すること。
- (6) 加盟店契約の方式は、第三者納付としての立替払型であること。

8 手数料等

乙は、クレジットカード加盟店審査料、システム初期費用及び甲が指定した金融機関への口座振込手数料を負担する。

9 決済見込額

甲の年間クレジットカード決済見込額は「20,000,000円」とする。

10 その他

- (1) 乙は端末機及びシステムの障害や照会事項の発生時には遅滞なくこれに対応し、甲の業務に支障が生じないようにすること。
- (2) 取扱いカードブランドの種類により、複数の者を選定して契約する場合がある。その場合は各者間の調整により、必要な備品、設定等を行うこと。
- (3) 乙は当該業務を実施するに当たり、甲の指示に従い速やかに準備（操作研修を含む）を行うこと。なお、機器等の準備に特段の考慮をしなければならない状況が発生する場合は、別途甲乙協議のうえ決定する。
- (4) 乙は長浜市個人情報保護条例に基づいて、個人情報の利用及び保護を適切に行うこと。
- (5) この仕様書に記載のない事項については、甲乙協議のうえ決定する。